

(様式第1号)

第5回 芦屋市障害者(児)福祉計画及び芦屋市障害福祉計画・芦屋市障害児福祉計画
策定委員会 会議録

| | |
|-------|---|
| 日時 | 令和2年10月28日 水曜日 午後1時30分～午後3時00分 |
| 場所 | 市役所南館4階大会議室 |
| 出席者 | 委員長 木下 隆志 副委員長 堺 執 委員 土田 陽三 森 愛子 岡本 直子 加納 多恵子 三芳 学 福田 晶子 梶田 真史 遠藤 哲也 安達 昌宏 欠席委員 松本 有容 朝倉 己作 能瀬 仁美 事務局 柏原 由紀 長谷 啓弘 川原 聖貴 高橋 和稔 関係課 地域福祉課 山川 尚佳 中山 裕雅 吉川 里香 高齢介護課 篠原 隆志 子育て推進課 小川 智瑞子 三崎 英誉 学校教育課 田淵 雅樹 森 洋樹 関係者 三菱UFJリサーチ&コンサルティング 株式会社 善積 康子 枡田 恵 |
| 事務局 | 障がい福祉課 |
| 会議の公開 | ■ 公開 |
| 傍聴者数 | 0 人 |

1 会議次第

(1) 開会

開始時点で14人中11人の委員の出席により成立

(2) 委員長挨拶

(3) 議事

①障害者(児)福祉計画第7次中期計画素案について 資料1

②第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画素案について 資料2

③障害者(児)福祉計画第7次中期計画の副題について

④その他

(4) 閉会

2 提出資料

- ・資料1 : 障害者(児)福祉計画第7次中期計画素案について
- ・資料2 : 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画素案について
- ・当日資料:【参考】SDGs(持続可能な開発目標)とは

3 審議経過

・委員長挨拶

(木下委員長)

皆様、お忙しいところご参集いただき、ありがとうございます。冒頭、事務局から説明がありましたとおり、計画策定の最終段階に入ってきています。お手元の資料のとおり構成はかなり形になってきていますが、改善したほうがよい点などについては皆様のご意見を集約したいと思います。細かい点でも構いませんので、ご意見をいただければと思います。

前回、意見シートをお配りしたところ、特にご意見はありませんでしたが、今回についても会議で言えなかったこと、後々気になったことが出てくると思いますので、その際はぜひ提出をお願いします。意見として反映できるものは少しでも反映したいと思っています。

コロナ禍の中、今年度は短時間で会議を行う形態を取りましたが、実は、「じっくり話ができたろうか」、「大切なことをとりこぼしていないか」など、何となくもやもや感が残っています。ただ、このような会議の時間短縮などは短期的なものではなく、来年度、再来年度も長期的に要求されるのではと予想しています。この辺りも含めて、本来はきちんと時間がとれるような対策案の模索が必要ではないかとずっと思いつながりながら、手を打てないように感じています。

いずれにしても、制約がある中でも皆様にご協力をいただいているため、現計画に比べて、「ここが劣っていた」ということがないようにしていきたいと思っています。ご協力のほどよろしくをお願いします。

・議事

(1) 障害者(児)福祉計画第7次中期計画素案について

・事務局より「資料1：芦屋市障害者(児)福祉計画 第7次中期計画素案」説明

(木下委員長)

構成自体はうまく作っていただいております。48ページに「計画の基本理念」、52～53ページにそれを図式化した各施策、58ページ以降に具体的なことが記載されています。その中で新規項目の紹介があり、さらにその中の重点項目の取組を説明しています。58ページが2つあるため修正をお願いします。最終的には102ページになると思います。ご意見ををお願いします。

(加納委員)

80ページの「4 交流活動の充実」の表にある「地域との交流」の、「地域交流拠点として打出商店街の中に、『まごのて』を設置し」についてです。「まごのて」の名称は今後もなくなることはなく、居場所づくりは継続していきたいと思っておりますが、打出商店街で実施していたものは既に閉鎖しているため、「打出商店街の中に」は削除していただきたいと思っております。

(事務局 長谷)

この部分は、現在、関係課等に最終確認ということで照会をかけており、先日社会福祉協議会より、委員のご指摘のとおり、修正するとの意見をいただいておりますので、今回の資料には修正できていませんが、最終版では修正しています。

(木下委員長)

皆様からご意見が出るまでのつなぎとして質問します。39ページのアンケート結果で、「サービス利用の手続きを簡単にする」という要望が、この中で最も高い割合になっています。これに対しては、どのように施策につなげていくのですか。

(事務局 長谷)

1つ例を挙げるとすれば、児童の障がい福祉サービスを利用する際の流れとして、子育て推進課で「このようなサービスを利用したい」という話があると、保健福祉センターにある一般相談にご案内しています。その後の話の中で療育手帳を取得したいということになれば、今度は障がい福祉課に行ってください、といった流れになり、保護者の方にとっては3つの部署で同じことを3回も話さなければならないことがあります。このようなことが1回で済むようにということで、現在それぞれが連携

し合っているところですが、そういった仕組みが必要だと考えています。想定としてはそのような内容になると思います。

(木下委員長)

それは、全体的には「相談支援体制の充実」に集約されるということですか。

(事務局 長谷)

そのように考えています。

(遠藤委員)

今回の計画については、一般市民に対してどのように周知しますか。今後、情報に関して障壁のある、視覚に障がいのある人、聴覚に障がいのある人に対してどのように周知しますか。計画自体は全体的に方向性としてもよい形でまとめられていますが、内容が難しい部分があります。知的障がいのある人も含めていかがでしょうか。

(事務局 柏原)

まず一般市民を含めた周知についてですが、市民参画の1つとして、本委員会が終わりますと内部の会議を行い、議会に報告し、12月から約1か月間パブリックコメントを実施します。パブリックコメントを実施するにあたって、団体を含めて「このような形でパブリックコメントを行う」ということを発信します。これが一般市民に対する初めての発信になります。

パブリックコメントを受けて、委員の皆様にお集まりいただき、最終の協議を行っていただきます。かなりのボリュームのある計画なので、以前と同様、概要版を作成し、音声コード等も考慮しながら発信したいと考えています。分かりやすくという点では、ルビを振るだけでは不十分なため、どのような形がよいか、内部で検討したいと思います。

(木下委員長)

一旦は市民の方に分かりやすい概要版のようなものを作るということですか。

(事務局 柏原)

はい、そのとおりです。前回の計画もそうですが、概要版を作成する方向で進めております。

(木下委員長)

概要版は何ページくらいのものでしょうか。

(事務局 柏原)

2種類作成することになりますが、それぞれ10ページ程度です。

(木下委員長)

われわれにとっても難しいため、絵を多く載せたり文字を大きくしたりするなど、簡単で分かりやすいものがよいです。できれば「あしやねっと♪」にも掲載していただけるとありがたいです。

(事務局 柏原)

差別解消も含めて、計画の中で、「あしやねっと♪」の周知を重点プロジェクトとして挙げています。「あしやねっと♪」を1年間稼働してきて、少しずつアクセス数が増えていますが、最近は頭打ちになっています。知っている人には見えていただいているのですが、それ以上の周知ができていません。活用できる優れたツールなので、そのようなところからも発信していきたいと考えています。

(木下委員長)

他にご意見はありませんか。団体を代表して森委員はいかがですか。

(森委員)

個人的に精神障がいの関係を重点的に見えています。精神障害者保健福祉手帳の所持

者数と自立支援医療を受けている人の数に、かなりギャップがあると感じました。その要因について調べていることがあればお聞きしたいと思います。

(事務局 柏原)

自立支援医療は精神通院医療の助成ですが、必ずしも手帳は必要ではありません。手帳取得に関しては、本人の意向もありますし、必ずしも手帳所持者数と精神通院医療の数は一致しません。この乖離は、見えていない障がいのある人の潜在的なニーズと捉えるべきだと思っています。表面化していない障がいのある人もいるということのをわれわれが意識し、何らかの発信をすることが必要だと思っています。

(森委員)

手帳を取得すると等級によっては、精神科だけでなく、内科や歯科など他科診療の助成も受けられます。これは、われわれ家族会の長年の要望事項が実現したもので、大変感謝しています。ただし、実際にそれを使っている当事者は少ないのではと思います。その理由として、それをもって受診に行っても医師に理解がなく、逆に当事者側からすると偏見等があるように感じられることもあり、他科診療の助成を使いたくないという人がいるようです。難しい面がありますが、親亡き後に経済的に困窮することを考えると、他科診療の助成にも適用できることは、ありがたいことです。中には、そのような現状があることを含みおいていただければと思います。

(事務局 柏原)

ただ今の件は、福祉医療助成制度のことかと思います。以前は1級の人のみが対象でしたが、制度改正により、現在は2級の人も該当するようになりました。毎年の福祉医療の年度更新の時期には、三師会に依頼をして、ポスターを貼っていただくなど制度の周知に努めているところです。窓口で使いづらいということですが、福祉医療助成制度は県の制度のため、たとえば受給者証の表示を変えることは難しいです。窓口で使いづらいということであれば、一旦ご負担をいただくことにはなりますが、福祉医療の窓口で申請いただき、後日、還付を受けていただくこともできます。一旦のご負担はあるものの他科診療についても助成を受けていただけますので、ご相談いただければ、そのようなご案内をさせていただきます。

(木下委員長)

森委員が言われた自立支援医療と手帳所持者数の乖離の部分は、今言われた部分と、繰り返しになりますが、手帳取得に関して障がいとなることや偏見などがあるかもしれません。計画に、精神障がいのある人の協議会の話を書き載せなければなりません。これは圏域でやっていくことです。そちらでは、このテーマについて重点的に議論しなければならないことだと思っています。

(三芳委員)

「あしやねっと♪」の話がいくつか出ています。「あしやねっと♪」は、障がい福祉のポータルサイトで、自立支援協議会の専門部会で皆様のご協力のもとに出来上がったものです。これさえ見れば芦屋市で開催されるイベントや事業所がすべて把握できるという機能をもち合わせています。1回作って終わりではなく、情報は常に更新しなければならぬということで、障がい者基幹相談支援センターで随時更新を行っています。最も多くアクセスして見ていただいているのはイベント情報でしたが、コロナ禍でイベントがすべて中止すると、これまで見ていただいていた人に見てもらえなくなりました。それ以来、なかなか回復しない状況です。イベントが再開してきて、「あしやねっと♪」も更新していますが、カウント数はなかなか復活しません。現在、啓発の部分でも必要性があると記載されているため、障がい者基幹相談支援センターとしても、そもそもの抜本的な見直しや広報のあり方を、行政と協力しながら改

善していきたいと思っています。

(木下委員長)

委員の皆様も見ていただければと思います。

(福田委員)

この計画を見ていく中で、私自身が漠然と感じている不安は、人口は減少するのに手帳所持者数の将来推計は増えており、中でも特に精神障害者保健福祉手帳所持者数が増えています。次期中期計画では事業数が増えており、その中で新規事業や継続事業がある中で、本当にこのままやっていけるのかどうか、という漠然とした不安があります。障がい福祉サービス提供事業者に対して、人材確保などで新規事業を挙げていることは大変心強く、ぜひ行っていただきたい内容ですが、人口が減少する中で、本当にどこまでできるのかという不安があります。手帳所持者数が増える一方で、特に精神障がいのある人はサービスにつながらない人も多いと思います。そのような人が自分の心を整理できるような、カウンセリングなどの相談支援とは別の相談があるのかどうかと思っています。今後、その辺りの充実も図る必要があると思います。

(木下委員長)

高齢者の分野で行われている地域包括ケアシステムを精神障がいのある人にも該当させるということが圏域で始まっていきます。その議論でも、生活困窮からくる心の辛さをもっている人は、障がい者手帳を持っておらず福祉医療も受けていませんが、何らかの支援を必要としています。そのような人に対して、お金の面だけでなく心のケアをどのように見ていけばよいかという、同じような議論が上がっています。答えは出ていませんが、漠然とした不安は、精神障がいの人だけではないということがあります。もう1つ、人材の話があります。このような2つの大きな不安があることは認識しています。

(梶田委員)

「あしやねっと♪」は保護者の方たちもよく見ているという話を聞きますが、内容として、イベント情報にもやや偏りがあるように思います。同じような団体しか出てこないため、もっと広い範囲のものがほしいです。「一度見るとしばらく見なくてよい」という中身ではなく、気になっている保護者が毎日でも見たくなる中身に変えて内容を膨らませていければ勧めやすいです。

話は変わりますが、放課後等デイサービスの数が地域で決められているため、今後新しく事業所が増えることは少ないと思います。ただ、保護者の方の話を聞いていると、「入りたいが、どこも一杯と言われる」ということです。そのような現状なので、「1人の子どもが使う日数を減らして、他の子どもを受け入れる」などの形を取らなければ、定員の中でやっていくのは難しい状況にあります。この辺りの工夫は芦屋市だけでは難しいと思いますが、もうひと工夫できることはないかと思っています。

(岡本委員)

私は民生委員・児童委員として、地域の見守りを中心に行っており、「福祉を高める運動」を行っています。本当は例年5月頃に開催しているのですが、コロナ禍で遅れており、その研究会を10月に行います。そこで、様々な人が地域で取り組んでいる中で困ったケースが上がってきます。その中で増えているのは、先ほども話に出てきましたが精神障がいのある人のことで、手帳は持っていませんが自立支援医療を受けている人についてです。少し前に精神科病院から退院した30代後半の人が訪ねて来て、「就労したいが、なかなか就労につながらない」と言われたので、福祉センターの障がい相談を案内してパンフレットを渡したのですが、私の勝手な想像ですが、「保護

者が、外に知られるのが嫌」ということがあるのではと感じています。このように、案内してもなかなかサービスにつながらないことがあります。

難しいと感じるケースは他にもあります。家の中で引きこもりになっているケースで、それまで民生委員・児童委員が見守りをしていたのですが、引っ越しをされ、引っ越し先の町名までは分かるのですがそれ以上の詳細が分からないため、引っ越し先の民生委員・児童委員に引継ぎができないという人もいます。このように様々なケースがあります。

この計画を見て、計画そのものはよいものだと思いますが、現実的に地域で見守っている立場からすると、どこかに隙間や狭間があります。うまく連携してつながればよいのですが、つながらないケースも増えています。

市内転居されたかたが災害時の要援護者台帳を提出されておられましたので、民生・児童委員が障がい福祉課に返しに行ったのですが、なかなか転居先の民生・児童委員に回ってこないということがありました。先日、転居先の民生・児童委員が障がい福祉課の窓口に行っていると思います。その辺りの連携を、行政で早目にしていただければありがたいです。民生・児童委員も気づかないうちに、引っ越ししているケースもあります。そのようなことも分かった段階で教えていただければと常々思っています。

(木下委員長)

次の話にもなりますが、障害福祉計画では数量的なことを決めることになっていきます。先ほどのご意見は、森委員が言われたことと同じです。自立支援医療の中で精神障害者保健福祉手帳所持者は約半分です。手帳所持者の中で実際にヘルパーなどのサービスを使っている人も一定数いると思いますが、相当数サービスにつながっていない人がおり、現場や地域の方々の苦労は大きいと思います。

(土田委員)

計画はよくできていると思います。交流事業のところでは新型コロナウイルス感染症のことが少し記載されていますが、今年の交流事業はすべて中止です。恐らく来年も中止が濃厚だと思います。新型コロナウイルス感染症は簡単には収まらず、何年も続くとも考えられる問題であります。今は在宅医療をオンラインで行っていますが、交流事業すべてをオンラインで行うのは難しいので、やはり新しい手段の検討が必要となります。老人会の運動会も今年は中止になりました。ふれあいはできませんが、少人数で何かを行うなどで分散して行わなければならない、交流活動はかなり制限されます。ここでは少し触れているだけですが、実際のこととはその時々で考えなければならないと思います。

(木下委員長)

事務局は、来年を見据えた案はありますか。今回、運動会の中止は仕方ありませんが、他の案は何か出ていますか。

(事務局 柏原)

年末のつどいと運動会は、新型コロナウイルス感染症に加え、事業の目的を一定果たしたということで、来年以降は、新しい生活様式なども考慮して、別の事業を実施したいと考えております。今年度、パラリンピックの開催に伴って、芦屋市も聖火の火を起す採火イベントを行う予定でしたが、それも中止になりました。来年度は、パラリンピックが開催される前提で、新たな採火イベントを計画していきます。これについては、障がい理解ということで、例えば事業所間のスタンプラリーなど、障がいの有無にかかわらず、それぞれが障がいに対する理解を深めていく形のものにしたいと思っています。自立支援協議会の専門部会でも、ボランティアのすそ野を広げる

意味で、市内でスタンプラリーを行って、「地元で、このような障がい福祉事業所がある」といったことを分かっていたりすることも兼ねたイベントを開催するという案も出ています。

(堺副委員長)

事務局にお願いしたいことがあります。国が発表する障がい者率は7.6%です。一方で芦屋は4.7%です。国が発表する7.6%と4.6%の差があまりにも開いています。第7次の計画は今までの流れを勘案して作成していると思いますが、国の数値との大幅なずれについて、何らかの理論武装をしておくのがよいと思います。

先ほど森委員からも出ましたが、入所型施設の利用者数もそうですが、サービス等をどんどん数値化していき、例えば市や圏域毎に地域生活支援拠点を1つ作るなどの目標が立てられています、その市域に必要な施設やサービスの適正配置の観点が抜けているように思います。

兵庫県では、昔更生施設と呼ばれていた入所型施設が、県の西側の但馬地域あたりに多くありますが、各市と圏域とのリンクがなされていません。施設は、土地が安く工賃が安いところで、社会福祉法人を中心に成り立って自由放任でした。そこに適正配置という観点では、まったく考えられていません。それが、最近では「在宅など、できるだけ近くのサービスを」ということが言われ始め、地域生活支援拠点など、市や圏域毎に1つ作ることが示されています。

私は事務局の説明を聞いて応援したいと思うものの、芦屋市の95,000人の人口の中で作る計画と、その何倍もの人口の西宮市の計画は違うと思います。もっと一般市民が理解できるような方策を、県や国に言っていただきたいと思います。これは市だけで考えるのではなく、もっと圏域で考えていくべきだと考えています。近隣市で相互乗り入れをしてやっていくことが、いわゆる効率化になるのではと思います。

ここでは、適正配置の件と障がい者の人口の問題の2つを提案しておきます。

(加納委員)

地域に携わる者からすると、すべての事業がうまくいくとは思いません。もっと隠れた事例がたくさんあります。事例として挙がってきている人はまだ幸せです。それ以上に、地域で隠れている人が何倍もおられるため、一生懸命、社会福祉協議会も相談支援で三芳委員のところにつながっていないかなど、情報が入れれば自身で確かめながらお伝えしています。何とかつないで、前進して、その家に入り込めるようなことを、いろいろと考えています。これは日々の職員の努力があってこそ解決できることです。施策など、計画の素案としてはこれで十分だと思います。

(安達委員)

ご意見、ご要望をありがとうございます。前回お話しした県の計画が新型コロナウイルス感染症の関係で来年度に伸びたため、市は一旦計画を策定しますが、来年度県の計画を見た上で、検討、調整をしたいと考えています。

委員の皆様には、アンケートから素案まで関わっていただき、ありがとうございます。今後、内部の所管課に集まっていただき、それぞれの施策に対する意見を吸い上げ、市の最上位の本部会議で説明してまいります。その後、社会福祉審議会でもご意見をいただいたうえで、12月議会の所管事務調査で報告をするという手順を踏ませさせていただきます。

その後、市民の皆様からはパブリックコメントでご意見をいただき、関係機関や関係団体には、計画の説明を丁寧にさせていただきたいと考えています。生涯学習課の所管になりますが、毎年出前講座として、市民がおおむね20人以上集まれば、市の職員が出向いて直接説明をさせていただきます。そのような形で、市民の皆様への理

解，周知を丁寧に行っていきたいと考えています。

堺副委員長から適正配置の課題についてご意見がありました。今回は出していませんが、芦屋市としては毎年、県政要望という形で、市の課題や要望を県に出しています。全国市長会を通じて、国への要望活動も行っています。芦屋市に必要な施策で全国共通の課題については、まずは阪神間で、次に県、近畿ブロックという形で要望させていただきます。今後ともよろしく申し上げます。

(木下委員長)

次の議題に進みたいと思います。

(2) 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画素案について

・事務局より「資料2：第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画素案」説明

(木下委員長)

時間の関係もあるため、どうしてもというご意見がありましたら、お願いします。

(遠藤委員)

2点、意見を述べます。

芦屋市は阪神南圏域に位置することから、西宮市と尼崎市との連携が随所で謳われていますが、政令市である神戸市には様々な福祉事業所があるため、阪神南圏域だけでなく、神戸市の事業所との連携も進めていただけるとありがたいです。

前回は議題に挙げさせていただいた移動支援事業については、運用の仕方について12月に方針を出されるということ、前回お聞きしました。その方針が障がい当事者、その家族にとって使いやすいものになるようお願いします。

(木下委員長)

移動支援については、一度どこかで話し合う場が必要です。具体的に場を設定していただくとありがたいです。神戸市との連携について、何か具体的に考えていますか。

(事務局 長谷)

現状でも、多くの方が神戸市の事業所のサービスを利用しています。相談員の方が神戸市まで視野を広げて、サービスの利用を案内していただいている状況にあると思います。ただ、相談員の方だけにお任せするのではなく、行政としても何か神戸市と連携を図ることができる部分があれば連携を図っていききたいと思います。

(木下委員長)

最後に、堺副委員長をお願いします。

(堺副委員長)

指定特定相談、基幹相談、一般相談など、相談支援は幅広いものとなっています。相談員のみなさんは、日頃から国や県に対する不満や不平、苦情を身代わりで聞いています。そのため、精神的に疲弊してしまい長続きせず辞めてしまいます。ただ、サービスを受けるためには計画相談を受けなければなりません。相談員では解決できないことも含めて、相談員は相談を受けています。このことを行政がよく認識し、国にも認識してもらうべきです。

相談する人は、「これを相談したからよい」ということではありません。相談内容が不明瞭なボーダーの相談もたくさん抱えて相談に行くため、社会福祉協議会をはじめ、相談員の大変な苦勞が分かります。これを解決するには、幅広い知識をもつ経験豊富で人格も兼ね備えたスペシャリスト、スーパーバイザーが必要だと考えています。このようなことを国は言いません。相談窓口を増やすだけでは解決はできません。

本日、来年度から始まる3年間の計画の数値化について議論していますが、本当に責任が重いです。まじめに真剣に、ここまで資料を揃えてよくやっていますが、本当に大丈夫なのかと思います。

今は、一般就労や定着で失敗するから就労に重きを置かれていますが、生まれてから生涯に渡るプランニングがないために、その場しのぎの支援になっている場合もあります。本当の意味での「しつけ」が、日本では崩れてきています。一般就労をするためには、小さいときからその人に合ったやり方で個別支援をしながら、楽しく就労できるようにやっていくのがよいと思います。「生涯に渡るプランニングに基づいて支援できるよう、スーパーバイザーが必要」ということを、芦屋市から圏域や国に提言していただきたいと思います。資源はあると思います。

(木下委員長)

マネジメントができる優秀な人材が必要ということはそのとおりだと思います。

(3) 障害者(児)福祉計画第7次中期計画の副題について

・事務局より「芦屋市障害者(児)福祉計画 第7次中期計画副題について」説明

(木下委員長)

副題について、11月11日までに、意見シートに記載のうえ、提出していただくよう、お願いします。

(4) その他

(木下委員長)

事務局から何かありますか。

(事務局 柏原)

今後のスケジュールについて、簡単に説明します。先ほどの議論の中にも出ましたが、本日の策定委員会でいただいた意見を反映して、11月2日に関係所管課長が集まる幹事会で、協議を行います。その後、市長も入る推進本部会議を開催し、その後、福祉に関して最も大きい会議体である社会福祉審議会でご意見を頂戴します。その後、議会の所管事務調査で計画案をお示しし、12月14日から1月22日までパブリックコメントを実施します。

次の計画の策定期ですが、策定委員会は1月下旬を予定しています。パブリックコメントが1月22日なので、その前後で開催を予定しています。パブリックコメントの終了前に開催となった場合は、その日までのパブリックコメントをまとめ、ご意見に対する回答の仕方について、皆様に提示して協議いただきます。その後パブリックコメントを反映させた最終案を議会に報告します。その間に内部の委員会にかけますが、最終的には、議会に報告して完成となります。

先ほど、安達委員から説明があったように、今年度に一旦策定しますが、県の計画は来年度になっています。阪神間でも、今年度中に策定することで、方向性を確認しています。本市としても今年度に策定し来年度から計画を進めてまいります。県の計画で新型コロナウイルス感染症に関する部分を確認した後に、何かしら盛り込まなければならない事項があれば、来年度にまた時間を取らせていただくこととなります。そうなりました場合は、回数としては2回程度策定委員会を開催して、再度皆様のご意見を頂戴できる機会を設けることになろうかと思います。引き続き、ご協力のほど、よろしく申し上げます。

(木下委員長)

これをもちまして、第5回策定委員会を終了いたします。皆様お疲れさまでした。

以 上